

IV 資 料

統合した2つの組織の主な実績

北海道開拓記念館 来館者(常設展示)数

年 度	入館者合計	備 考
昭和 46(1971)年	316,219	4月15日 開拓記念館開館
昭和 47(1972)年	312,591	
昭和 48(1973)年	296,240	
昭和 49(1974)年	306,570	
昭和 50(1975)年	306,936	
昭和 51(1976)年	306,292	
昭和 52(1977)年	289,724	
昭和 53(1978)年	300,635	
昭和 54(1979)年	295,088	
昭和 55(1980)年	282,363	入館料改定
昭和 56(1981)年	255,726	
昭和 57(1982)年	242,708	
昭和 58(1983)年	235,784	4月16日 開拓の村開村
昭和 59(1984)年	204,700	入館料改定
昭和 60(1985)年	201,334	
昭和 61(1986)年	172,678	
昭和 62(1987)年	181,831	
昭和 63(1988)年	162,209	
平成元(1989)年	151,093	
平成 2(1990)年	136,319	
平成 3(1991)年	116,773	展示改訂による休館(11月4日～4月14日)
平成 4(1992)年	142,036	入館料改定、常設展示改訂
平成 5(1993)年	120,852	
平成 6(1994)年	105,379	
平成 7(1995)年	121,216	
平成 8(1996)年	98,504	小中高生無料化
平成 9(1997)年	90,102	
平成 10(1998)年	73,855	耐震工事のため休館(11月4日～3月31日)
平成 11(1999)年	75,898	
平成 12(2000)年	70,830	
平成 13(2001)年	67,151	
平成 14(2002)年	64,799	
平成 15(2003)年	54,997	
平成 16(2004)年	52,343	入館料改定、高校生有料化
平成 17(2005)年	42,438	アスベスト工事による休館(11月8日～12月28日)
平成 18(2006)年	44,687	
平成 19(2007)年	41,330	
平成 20(2008)年	39,276	入館料改定
平成 21(2009)年	40,968	
平成 22(2010)年	47,989	指定管理者制度導入
平成 23(2011)年	53,397	
平成 24(2012)年	53,488	
平成 25(2013)年	41,126	改修工事による休館(11月4日～3月31日)
平成 26(2014)年	—	改修工事による休館(1年間)
計	6,641,244	

※ただし、平成11(1999)年以前の数値は、特別展・テーマ展を含む。

北海道開拓記念館 特別展開催一覧

回数	名称	期間	日数	入場者数
第1回	北海道百年記念事業展	1971 (昭和46) 年 4月15日～ 6月30日	77	—
第2回	北の生活展	1971 (昭和46) 年 8月 1日～ 8月30日	26	18,439
第3回	アンモナイト展	1971 (昭和46) 年10月 1日～10月30日	27	14,827
第4回	北方民族展	1972 (昭和47) 年 1月20日～ 2月29日	38	7,111
第5回	北海道地図今昔展	1972 (昭和47) 年 6月 1日～ 6月30日	25	11,489
第6回	津軽海峡と青函トンネル展	1972 (昭和47) 年 8月 5日～ 9月24日	44	23,132
第7回	農業のあゆみ展	1972 (昭和47) 年10月10日～11月30日	45	5,194
第8回	屯田兵	1973 (昭和48) 年 6月16日～ 8月20日	57	63,501
第9回	ニシン魚労	1973 (昭和48) 年 9月11日～10月31日	43	30,359
第10回	サッポロあるがまま	1974 (昭和49) 年 2月 1日～ 3月31日	50	7,604
第11回	縄文文化	1974 (昭和49) 年 6月15日～ 8月15日	53	59,554
第12回	炭鉱	1974 (昭和49) 年 9月 5日～10月27日	45	50,920
第13回	北海道やきもの展	1975 (昭和50) 年 6月 1日～ 7月13日	38	60,023
第14回	昭和20年	1975 (昭和50) 年 8月15日～10月15日	53	70,333
第15回	ヒグマ	1976 (昭和51) 年 7月20日～ 8月31日	37	54,517
第16回	山に生きる	1977 (昭和52) 年 7月20日～ 8月31日	37	46,762
第17回	北海道に象がいたころ	1978 (昭和53) 年 7月16日～ 8月27日	37	47,433
第18回	教科書と子どもたち	1979 (昭和54) 年 7月21日～ 9月16日	50	56,849
第19回	北の職人	1980 (昭和55) 年 7月 1日～ 9月 7日	50	64,134
第20回	雪と氷と人間	1981 (昭和56) 年 7月 4日～ 9月 6日	56	53,455
第21回	野幌丘陵	1982 (昭和57) 年 7月 4日～ 9月 5日	58	48,730
第22回	幕末の北辺	1983 (昭和58) 年 6月15日～ 7月15日	27	33,599
第23回	発掘された北の文化	1983 (昭和58) 年 8月 2日～10月 2日	53	52,219
第24回	明治維新と北海道開拓	1984 (昭和59) 年 6月 1日～ 7月10日	34	38,525
第25回	アイヌの装い	1984 (昭和59) 年 9月 1日～11月30日	75	38,593
第26回	津軽こぎんと南部菱ざし	1985 (昭和60) 年 6月 1日～ 7月21日	44	41,608
第27回	北海道一億年	1985 (昭和60) 年 8月 1日～ 9月29日	51	42,561
第28回	秋田の民俗	1986 (昭和61) 年 5月 1日～ 7月 6日	58	61,817
第29回	離島	1986 (昭和61) 年 7月20日～ 9月30日	62	33,890
第30回	日本海	1987 (昭和62) 年 7月 4日～ 8月31日	50	20,041
第31回	岩手の風土と伝統産業	1987 (昭和62) 年 9月10日～11月 8日	51	20,955
第32回	山形の民俗	1988 (昭和63) 年 4月30日～ 6月30日	53	34,717
第33回	北欧・トナカイ遊牧民の工芸	1988 (昭和63) 年 7月 9日～ 9月18日	62	52,621
第34回	北への視角	1988 (昭和63) 年10月 1日～12月 4日	54	12,952
第35回	海を渡った武士団	1989 (平成元) 年 5月 2日～ 7月28日	76	57,930
第36回	集治藍	1989 (平成元) 年 9月 1日～11月 5日	57	45,182
第37回	北に生きた会津武士と農民	1990 (平成 2) 年 5月 1日～ 8月 5日	84	49,061
第38回	北方民族資料展	1990 (平成 2) 年 8月10日～11月 4日	74	36,767
第39回	アルバータ州先住民族の文化	1993 (平成 5) 年 7月28日～ 9月23日	50	24,289
第40回	ロシア極東諸民族の歴史と文化	1994 (平成 6) 年 8月 2日～ 9月20日	43	20,125
第41回	ライマンコレクション	1995 (平成 7) 年 8月29日～11月 3日	60	24,840
第42回	山丹貿易と蝦夷錦	1996 (平成 8) 年 6月 1日～ 7月28日	49	19,670
第43回	黒竜江省の恐竜化石と歴史文化物展	1996 (平成 8) 年10月22日～12月 8日	41	4,984
第44回	クビナガリュウからステラウカイギュウ	1997 (平成 9) 年 7月11日～ 8月31日	44	13,411
第45回	北の古代史をさぐる 擦文文化	1997 (平成 9) 年10月 4日～11月30日	48	9,867
第46回	雪と寒さと文化	1998 (平成10) 年 7月 1日～ 8月30日	53	13,286
第47回	うるし文化	1998 (平成10) 年 9月18日～11月 3日	48	16,555
第48回	新弥生紀行ー北の森から南の海へー	1999 (平成11) 年 5月19日～ 7月 7日	50	14,637
第49回	恐竜とアンモナイトの世界	2000 (平成12) 年 5月26日～ 8月13日	67	19,314
第50回	先史文化と木の利用ー遺跡からのメッセージ	2000 (平成12) 年 9月14日～11月 5日	45	17,330
第51回	ヤマがあゆんだ近代ー炭鉱遺産とこれからー	2001 (平成13) 年 6月15日～ 8月15日	52	11,703
第52回	知られざる中世の北海道ーチャンと館の謎にせまるー	2001 (平成13) 年 9月 7日～11月 4日	50	16,277
第53回	海を渡ったアイヌの工芸ー英国人医師マンローのコレクションからー	2002 (平成14) 年 4月26日～ 6月 9日	39	14,552
第54回	描かれた北海道ー18・19世紀の絵画が伝えた北のイメージー	2002 (平成14) 年 7月12日～ 8月27日	39	7,300
第55回	洞窟遺跡を残した縄文の人びと	2002 (平成14) 年 9月13日～11月 3日	44	16,680
第56回	北・貝・道ー海と陸の人びとー	2003 (平成15) 年 6月27日～ 8月27日	37	7,873
第57回	北海道の基層文化をさぐるー北から南からー	2003 (平成15) 年 9月13日～11月 3日	45	16,152
第58回	松浦武四郎 時代と人びと	2004 (平成16) 年 4月28日～ 6月13日	41	6,708
第59回	北海道の民俗芸能ー舞う・囃す・競うー	2004 (平成16) 年 8月27日～11月 3日	59	20,286
第60回	ロシア民族学博物館アイヌ資料展ーロシアが見た島国の人びと	2005 (平成17) 年 4月22日～ 6月19日	51	8,601
第61回	HORSEー北海道の馬文化ー	2006 (平成18) 年 4月28日～ 6月25日	51	7,582
第62回	北の縄文ー美の世界ー	2006 (平成18) 年10月27日～12月 3日	32	3,351
第63回	鯨	2007 (平成19) 年 7月20日～10月 8日	70	17,740
第64回	古代北方世界に生きた人々ー交流と交易ー	2008 (平成20) 年 9月12日～11月 3日	46	13,808
第65回	北海道化石展!	2009 (平成21) 年 7月 3日～10月 4日	79	17,126
第66回	どんぐりコロコロ	2010 (平成22) 年 8月 6日～11月 3日	77	19,537
第67回	伊勢神宮と北海道	2011 (平成23) 年 6月 3日～ 7月10日	33	4,506
第68回	千島・樺太・北海道 アイヌのくらしードイツコレクションを中心にー	2011 (平成23) 年 8月 5日～ 9月25日	45	12,933
第69回	北の土偶 縄文の折りと心	2011 (平成23) 年 3月 6日～ 5月13日	61	38,831
第69回	アンモナイト展	2012 (平成24) 年 7月 3日～10月 8日	81	20,533

北海道立アイヌ民族文化研究センター 利用実績

年度	来館者				閲覧資料点数	研究センター 刊行物転載	レファレンス	ホームページ 閲覧者数	備 考
	資料閲覧	レファレンス	その他	計					
平成6(1994)年	16	29	106	151			129		開設6月1日。10月まで来訪者記録未作成。
平成7(1995)年	39	37	347	423		1	182		
平成8(1996)年	12	30	295	337		1	169		
平成9(1997)年	28	30	234	292		0	182		
平成10(1998)年	43	41	273	357		1	179		
平成11(1999)年	41	41	312	394		2	172		
平成12(2000)年	34	15	233	282		4	122		
平成13(2001)年	67	33	227	327		3	132		ホームページ平成13年9月開設。当初は閲覧者記録未作成。
平成14(2002)年	62	29	173	264		0	124	7,575	
平成15(2003)年	143	29	192	364		2	138	21,382	
平成16(2004)年	202	32	148	382		3	153	29,569	
平成17(2005)年	154	29	202	385		2	157	23,878	
平成18(2006)年	127	28	179	334		1	153	15,469	
平成19(2007)年	130	21	199	350		1	124	18,421	
平成20(2008)年	109	34	158	301		1	126	19,226	
平成21(2009)年	105	42	206	353	124	3	174	17,390	閲覧・視聴資料点数は平成21年度から集計。
平成22(2010)年	85	44	256	385	29	6	144	13,096	
平成23(2011)年	74	22	321	417	48	19	106	13,087	
平成24(2012)年	122	16	338	476	87	1	86	14,540	
平成25(2013)年	120	23	315	458	71	3	84	14,030	
平成26(2014)年	134	10	265	409		4	79	14,305	閲覧資料点数は平成27年度末の時点で未確定。
計	1,847	615	4,979	7,441	359	58	2,915	221,968	

北海道立アイヌ民族文化研究センター 企画展示一覧

No.	名 称	開 催 地	会 場	期 間	観覧者数
1	パラートシ・アイヌコレクション展 共催：ハンガリー国立博物館、北海道開拓記念館、帯広百年記念館	ハンガリー・ブダペスト市 札幌市 帯広市	ハンガリー国立民族学博物館 北海道開拓記念館 帯広百年記念館	1996（平成9）年 8月24日～10月2日	
				1997（平成9）年 1月16日～2月9日	
				1997（平成9）年 3月1日～3月16日	
2	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 共催：北海道立文学館、(財)北海道文学館	札幌市	北海道立道立文学館	2004（平成16）年 10月30日～11月28日	2,047
3	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2005・旭川 共催：旭川市博物館	旭川市	旭川市博物館	2005（平成17）年 7月2日～8月21日	5,904
4	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2006・釧路/十勝 共催：釧路市立博物館、帯広百年記念館	釧路市 帯広市	釧路市立博物館 帯広百年記念館	2006（平成18）年 9月2日～9月24日	1,658
				2006（平成18）年 9月30日～10月15日	751
5	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2007・胆振/日高 共催：苫小牧市博物館、苫小牧市立中央図書館、室蘭市教育委員会、伊達市教育委員会 ミニ展示共催：(財)アイヌ民族博物館、平取町教育委員会、日高町教育委員会	苫小牧市 室蘭市 伊達市 白老町[ミニ展示] 平取町[ミニ展示] 日高町[ミニ展示]	苫小牧市中央図書館 室蘭市文化センター だて歴史の柱カルチャーセンター アイヌ民族博物館 平取町立二風谷アイヌ文化博物館 日高町門別図書館郷土資料館	2007（平成19）年 9月2日～9月22日	491
				2007（平成19）年 9月27日～10月8日	352
				2007（平成19）年 10月11日～10月14日	115
				2007（平成19）年 8月18日～9月17日	23,392
				2007（平成19）年 8月31日～9月30日	3,859
				2007（平成19）年 9月11日～10月14日	58
6	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2008・渡島/檜山/津軽海峡 共催：市立函館博物館	函館市 函館市[ミニ展示]	市立函館博物館 函館市中央図書館	2008（平成20）年 10月9日～11月16日	1,519
				2008（平成20）年 10月7日～10月18日	23,879
7	語り、継ぐ。―アイヌ口承文芸の世界― 共催：北海道立文学館、(財)北海道文学館 特別協力：北海道大学アイヌ・先住民研究センター	札幌市	北海道立文学館	2009（平成21）年 5月30日～7月20日	2,205
8	[道庁ロビー展] アイヌ語地名を歩く―山田秀三文庫の資料から―	札幌市	北海道庁本庁舎1F道民ロビーB	2009（平成21）年 9月7日～9月11日	約550
9	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2010・小樽/せたな 共催：小樽市総合博物館、せたな町教育委員会	小樽市 せたな町	小樽市総合博物館運河館 せたな町情報センター	2010（平成22）年 8月21日～10月3日	3,863
				2010（平成22）年 9月11日～9月26日	372
10	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2011・稚内 共催：稚内市教育委員会	稚内市	稚内市立図書館	2011（平成23）年 9月16日～10月16日	3,945
11	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2011・名寄 共催：名寄市北国博物館	名寄市	名寄市北国博物館	2011（平成23）年 11月19日～12月25日	684
12	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2012・夏 斜里/知床 共催：斜里町立知床博物館	斜里町	斜里町立知床博物館	2012（平成24）年 7月7日～8月26日	3,782
13	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2013・冬 網走/オホーツク 共催：北海道立北方民族博物館	網走市	北海道立北方民族博物館	2013（平成25）年 2月2日～4月7日	2,877
14	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2013・夏 根室 共催：根室市教育委員会	根室市	根室市図書館	2013（平成25）年 6月29日～8月4日	2,084
15	[資料展] 久保寺逸彦・アイヌ文学研究の足跡 共催：北海道大学アイヌ・先住民研究センター	札幌市	北海道大学アイヌ・先住民研究センター	2014（平成26）年 3月10日～3月23日	156
16	アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 2014・おびら 共催：小平町教育委員会	小平町	小平町文化交流センター	2014（平成26）年 7月15日～8月17日	1,023
17	[登別市郷土資料館特別展] 山田秀三とアイヌ語地名 共催：登別市教育委員会	登別市	登別市郷土資料館	2014（平成26）年 11月26日 ～2015（平成27）年 1月25日	471

北海道博物館基本的運営方針 ー北海道博物館の目指す方向ー

昭和 46 (1971) 年に設置された開拓記念館は、総合的な歴史博物館として、開館から 40 年以上にわたり、北海道の歴史と先人の遺産を後世に伝える役割を果たしてきたが、アイヌ文化をはじめとする北海道固有の歴史や文化に対する関心が高まるとともに、道民の学習ニーズの多様化など、開拓記念館や道内の博物館を取り巻く社会情勢の大きな変化への対応が求められることとなった。

こうした状況の中、「北海道における博物館のあり方と開拓記念館の役割」に関する北海道文化審議会の答申を踏まえ、平成 22 (2010) 年 9 月に「北海道博物館基本計画」を策定し、「博物館としての基本的な機能の充実」、「北海道における総合的な博物館」、「道内博物館の中核となる施設」の 3 つを柱とする北海道博物館の設置を目指すこととした。この中で、「アイヌ文化を保存・伝承し未来に活かす博物館」としてアイヌ文化に関する調査研究等の機能を充実することとし、そのため、アイヌ文化に関する専門的な調査研究等を行いアイヌ文化の継承と振興に寄与することを目的として平成 6 (1994) 年に設置されたアイヌ民族文化研究センターとの統合の方向性を明記した。

こうして平成 27 (2015) 年 4 月 1 日、開拓記念館とアイヌ民族文化研究センターとの統合により、新たに北海道の自然・歴史・文化を広く扱う総合博物館として『北海道博物館』を開設した。

本方針は、「北海道博物館基本計画」を踏まえ、北海道博物館が果たすべき社会的使命を明文化するとともに、今後の博物館活動の指針として策定した。

I 北海道博物館の使命

- 北海道のすべての人、生き物、大地と海が生み出し、残し託してくれた、北海道ならではの自然・歴史・文化に関わる遺産を、わたしたちの大切な宝ものとして未来へとつなぎ、語り伝えることをとおして、道民が北海道を知り、誇りを確認する場であり続けます。
- 野幌森林公園という豊かな自然環境のなか、訪れた方々に北海道の自然・歴史・文化を総合的に体感していただくとともに、知的発見、癒やしとくつろぎ、世代を超えた語り合いや出会いを、おもてなしの心で提供し、道民に愛される博物館であり続けます。
- 北海道の中核的博物館として、道内の博物館等との連携により、北海道再発見のための知のネットワークを築き上げるとともに、北海道の自然・歴史・文化に関する身近な相談窓口として、道民の「知りたい」という気持ちに応えます。

- 北海道の自然・歴史・文化に関する総合的な研究機関として、北海道の国際化・文化力の向上や、持続可能な調和社会の構築をめざして、積極的なビジョンの立案・提言に努め、道民の豊かな暮らしづくりと北海道の未来づくりに貢献します。

II 基本方針

1 北海道立の総合博物館として、備えるべき基本的な機能を検証し、その充実を図ります

- (1) 総合博物館として、活動の基本となる収集保存、展示、教育普及、調査研究などの機能を高め、北海道ならではの自然・歴史・文化に関わる遺産を最大限に活かし、質の高い活動を展開する博物館づくりを推進します。
- (2) 道民が、充実した博物館資源を活かして、自らのアイデンティティを確かめ、過去に学び未来を展望することができるとともに、さまざまな情報や人材などが連携するネットワークを活かして、特色ある地域文化の創造や地域活性化の拠点とすることができる博物館づくりを推進します。

2 道民と共に歩み、愛される博物館として、豊かな時間と空間を提供します

- (1) さまざまな人びとが繰り返し訪れ、親しまれる「わかりやすく、おもしろく、ためになる」博物館をめざし、利用者の視点に立った、創意工夫に満ちた博物館づくりを推進します。
- (2) 博物館のさまざまな活動に、道民が利用者としてだけでなく、協働者、ときには発信者として多面的に参画する機会を創出することによって、博物館活動をより豊かにし、道民と連携、協働する博物館づくりを推進します。

3 北海道の中核的博物館として、地域の活性化に貢献します

- (1) 北海道の中核的博物館として、地域の博物館等とのネットワークを強固なものとし、共同研究、事業連携、情報共有、資料の相互活用、人材育成等を積極的に推進することにより、地域の活性化に貢献します。
- (2) 博物館ネットワークを活かし、情報の発信力を高めるとともに、レファレンス機能を強化し、道民の知的興味に応える博物館づくりを推進します。

4 専門的・総合的な研究を行う博物館として、北海道の未来に貢献します

- (1) 北海道とそれを取り巻く地域の自然・歴史・文化を学際的に調査研究する総合博物館として、その研究成果を活かして北海道の豊かな未来の実現に貢献します。

- (2) アイヌの歴史や有形・無形の文化に関する専門的な研究組織を有する世界で唯一の総合博物館として、その研究成果を活かし、普及に努め、アイヌ文化の振興に寄与するとともに、多文化共生社会の実現に貢献します。

III 中期目標・計画の策定及び点検・評価の実施

北海道博物館が社会的使命を果たすため、基本方針を踏まえ、資料の収集保存、展示、教育普及、調査研究などの博物館活動の実施に関する中期的な目標・計画を別に策定し、これを公表するとともに、本方針及び中期目標・計画に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、その運営状況について、点検及び評価を行います。

北海道博物館中期目標・計画（第1期） 平成27年度～平成31年度

重点項目

第1期中期目標・計画（平成27年度～平成31年度）については、基本的運営方針に基づき、次の3つの柱を重点項目として進める。

- ① 総合博物館かつ中核的博物館としての基本的な機能の充実や社会貢献など、信頼の確保に向けた取組を進める。
- ② 総合展示の入替えやイベントの充実など、来館者が繰り返し訪れるための魅力ある取組を進める。
- ③ 道民の興味を喚起させる展示、イベント、広報の充実など、これまで博物館を利用しなかった道民が北海道博物館を訪れるための誘導力のある取組を進める。

1 資料の収集・保存

(1) 資料の収集

- ア 資料収集方針に基づき、自然・歴史・文化に関わる後世に残すべき遺産を適切に収集する。
- イ 収集した資料については、速やかに調査し、適切に整理・分類・登録する。
- ウ 一括で寄贈を受けた貴重なコレクションについては、広く公表するとともに、展示や研究などでより多くの道民及び関連機関が活用できるように、資料群の全体像と個々の資料の基本情報を記した目録を刊行する。

(2) 収蔵機能の強化

- ア 収蔵資料データベースの適正な運用により、資料の受入れ、出納やコンディショニング情報を一元的に管理する体制を強化するとともに、利用者への資料情報の提供に役立つ。
- イ 東日本大震災時の教訓を活かし、災害発生時の被災資料の受入れや保存処理などに対応できる機能と体制を整備する。
- ウ 市町村合併など地域社会の急激な変動による資料の散逸などの課題に対し、北海道の中核的博物館として、北海道の自然・歴史・文化遺産を保存・継承するためのプロジェクトを推進し、その受け皿としての収蔵スペースの確保について検討を進める。

(3) 資料保存環境の維持

貴重な公共の財産を預かる立場から、温湿度管理、薬剤だけに頼らない方法による虫菌害防除対策（IPM）、災害対策などを徹底し、適切な資料保存環境の維持に努める。

(4) 収蔵資料の利用への対応

収蔵資料の特別観覧や刊行物などへの使用、道内外の博物館などへの貸出しに積極的に対応し、より多くの人びとが北海道博物館の収蔵資料を利用する機会を創出する。

2 展示

(1) 総合展示室の運営

- ア 最新の研究成果を反映した総合展示の定期的な入替えにより、来るたびに違う、飽きない展示を演出するとともに、年齢、母語、障がいの有無などを問わず、すべての方にわかりやすく、楽しめる展示空間を提供する。
- イ 総合展示の展示資料について、道民及び関連機関に知ら

せるため、その全体像と個々の資料の基本情報を記した目録を刊行する。

ウ 総合展示のメンテナンスに努める。

総合展示室の利用者数（うち外国人利用者数）の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値（5年間）
総合展示室利用者数	362,000人
うち外国人利用者数	19,000人

(2) 企画展示の開催

- ア 他の博物館や民間企業との連携・協働、全国規模の巡回展の誘致により、より魅力的な企画展示を実現する。
- イ 道民の研究成果や創作活動の発表など、道民参加型の企画展示を導入し、道民との連携促進を図る。
- ウ 北海道博物館独自の研究成果を積極的に反映した企画展示を開催する。

特別展示室の利用者数の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値（5年間）
特別展示室利用者数	288,000人

3 調査研究

(1) 調査研究の推進

- ア 北海道の自然・歴史・文化に関する有形・無形の遺産に関する調査研究を推進し、その成果を総合展示や企画展示、教育普及事業に反映させることにより、道民が自らを知り、誇りやアイデンティティを確認する機会の提供につなげる。
- イ 道民と連携した基礎的な調査研究を実施するとともに、道民の自主的な研究活動・研究発表の場を設ける。
- ウ 外部研究機関や外部研究者と連携しながら、学際的な研究プロジェクトを推進する。
- エ 北東アジア諸地域をはじめ、北海道と友好関係にある地域、地理的・歴史的につながりのある地域、類似点のある地域の博物館や研究機関との交流及び共同研究を推進する。
- オ 館内での研修会、館外での長期研修への派遣などを実施し、職員の研究資質の向上を図る。

2) アイヌ文化に関わる調査研究の重点化

- ア 北海道の総合博物館としてアイヌ文化の継承と理解促進に資するため、アイヌ民族の言語・口承文芸、芸能、民具・生活技術などの有形・無形の文化と、それらの理解に欠かせない歴史について、重点的に調査研究を進める。
- イ 関係機関や研究者、伝承活動関係者などとの連携により、道内各地のアイヌ文化に関する資料の所在調査を進め、整理・保存作業を行う。
- ウ 調査研究などを通じて収集した未公開の資料や研究情報については、その公開を進め、アイヌ文化の継承、学習、研究などに広く活用できるよう整備を進める。
- エ 調査研究などの成果をひろく伝えるため、研究紀要の発行や講演会・講座などの開催とともに、総合展示の充実や企画展示の実施などを進め、アイヌ文化に関する理解促進の取組を一層強化する。

4 北海道開拓の村の整備

- ア 北海道開拓の村に移築・復元されている歴史的建造物群を、北海道の貴重な財産として後世に伝える取組を進める。
- イ 建造物内の展示の充実に取り組む。

5 教育普及事業

(1) 魅力あるイベントの充実

- ア 総合展示室や「はっけん広場」で気軽に参加できるイベント、子ども向けのイベント、入門的な体験型イベントなど、来館者のニーズに対応した多彩で魅力のある行事を実施する。
 - イ 調査研究の成果を活用した、北海道の自然・歴史・文化をより深く知ることができる行事を実施する。
 - ウ 学校団体をはじめとした各種団体による利用を促進するために、グループを対象としたレクチャーや「はっけん広場」での「はっけんプログラム」など、団体向けのプログラムを実施する。
 - エ 「ミュージアムフェスティバル」や「バックヤードツアー」など、博物館活動そのものに対する理解を深めてもらうための行事を実施する。
 - オ イベントやプログラムの充実にあたっては、特にアイヌ文化や北海道の自然に関する事業を重点的に強化する。
- イベントの参加者数の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値 (5年間)
イベント参加者数	16,000人

(2) 教材の充実

情報・通信技術を活用した機器 (ICT 機器) による多言語解説、ワークブックや解説書、さわれる資料や五感を刺激する資料・装置など、あらゆる利用者に対応した総合展示・企画展示の理解を促す教材の充実を図る。

(3) はっけん広場の運営

- ア 「はっけん広場」の活動を充実させ、新たな発見を利用者に促すとともに、利用者同士、利用者とスタッフの交流

の輪を育む。

- イ 学校現場など、利用者の声も反映させながら、「はっけんキット」や「はっけんプログラム」の改良や開発、「はっけんイベント」の充実に努める。
 - ウ 博物館利用促進の一環として、学校など、館外への「はっけんキット」の貸出しを推進する。
- はっけん広場利用者数の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値 (5年間)
はっけん広場利用者数	100,000人

6 ミュージアムエデュケーター機能の強化

- ア 一般来館者や学校団体がより効果的に学び、気づき、発見できる環境を整えるため、博物館の教育普及活動に必要な、職員の専門的知識及び技能の向上を図る。
- イ 道内の博物館、教育委員会、学校、各種団体などと連携し、より効果的な北海道博物館の利用を促進するための取組を進める。

7 道民参加型組織の整備

- ア ボランティア活動の導入、道民の自主的なサークル活動の支援、北海道博物館を支援する組織の創設などにより、博物館活動への道民参加を促進し、道民との連携を強化する。
- イ ミュージアムショップ、カフェなどの利用者サービス、有料イベントの企画・運営、外部資金の受入れと活用など、北海道博物館の各種活動に協働参画する支援組織の整備に取り組む。

8 施設及び周辺環境の整備

(1) 館内施設の整備と活用

- ア 休憩スペース、キッズ・コーナー、ミュージアムショップ、カフェなど、アメニティ設備を充実させるとともに、オリジナルグッズの提案・開発により、博物館としての魅力アップにつなげる。
- イ 記念ホール、講堂、グランドホールなどの一層の活用を図る。

(2) 周辺環境の整備

- ア 公共交通機関でのアクセス、野幌森林公園内施設相互のアクセスの利便性向上に向けた取組を進める。
- イ 野幌森林公園の景観やイメージとの調和に配慮し、トータルデザインに基づいて公園や園内各施設のサインの統一化を図る。
- ウ 野幌森林公園内の散策路、北海道博物館屋上スカイビューなどにおける野外展示の実現に向けた取組を進める。

(3) 野幌森林公園内施設との一体的な取組の推進

北海道博物館、開拓の村、自然ふれあい交流館の連携を強化し、公園内の一体的かつ効果的な運営に努め、利用者の利便性と満足度の向上を図る。

9 広報

(1) 広報活動の強化

ア 道民の博物館への関心を広げ、利用を促進していくため、あらゆる広報媒体を活用するとともに、職員全員が積極的な広報活動を展開する。

イ 愛称「森のちゃれんが」とロゴマークを積極的に広報媒体やサインなどに活用することで、北海道博物館のブランドイメージの向上に役立てる。

ホームページのアクセス数の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値(5年間)
ホームページのアクセス数(トップページ)	395,000件

(2) 赤れんが庁舎の活用及び他機関との連携

ア 赤れんが庁舎(北海道庁日本庁舎)を北海道博物館のサテライト空間として活用し、来訪者を北海道博物館に誘導する展示を実現するとともに、情報発信機能の強化に努める。

イ 他機関との連携事業に積極的に参画し、利用者と直接接する広報活動を展開する。

10 評価制度の活用と利用者ニーズの把握

ア 毎年度の事業実績について、あらかじめ評価項目を定め、館としての自己点検評価を行い、その結果を公表し、改善すべき点については、速やかに対処する。

イ オーディエンス・リサーチ(利用者調査)を実施し、その結果を分析し、公表するとともに、改善すべき点については、速やかに対処する。

ウ 自己点検評価と利用者調査をふまえ、博物館協議会による外部評価を行い、その結果を公表することを通じて、より良い博物館づくりへとつなげる。

利用者の満足度の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値(5年間)
利用者満足度	70パーセント

11 博物館ネットワーク

(1) 各種博物館団体との連携

ア 日本博物館協会、全国歴史民俗系博物館協議会などとの連携により、全国博物館の最新動向に関する情報を入手し、道内の加盟館へと伝える一方、北海道からの要望をとりまとめるなど、北海道と全国の博物館をつなぐ役割を果たす。

イ 北海道博物館協会との連携により、地域ブロック別や館種別組織の活動を積極的に支援するなど、中核的博物館としての役割を果たし、北海道の博物館活動の活性化につなげる。

(2) 博物館交流の促進

ア 地域の博物館、図書館、教育委員会などと連携し、共同研究、共同事業などを通じて地域との協働・交流を促進させ、北海道再発見のための知のネットワークづくりへとつ

なげる。

イ 北海道博物館や道内各地において、道内の博物館職員を対象に、博物館学系の知識や技術を普及する研修会を実施する。

ウ 地域の博物館や学校などのニーズに応じ、一般、学生、教員などを対象にした出前講座を実施する。

道内市町村等との連携・協力件数の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値(5年間)
道内市町村等との連携・協力件数	200件

12 情報発信

(1) アイヌ文化に関する学術情報の集約と発信

ア アイヌ文化に関する資料及び学術情報を一元的に集約し、そのデータベース化を進める。

イ これらの成果については、さまざまな媒体や機会を通じた提供を進め、北海道博物館がアイヌ文化の継承、学習、研究にとっての情報センターとしての役割も果たすことができるよう、そのための機能の充実を図る。

(2) ICTなどを活用した情報発信機能の強化

ア 北海道博物館及び道内博物館の収蔵資料、図書、刊行物に関するデータを整備し、ICTを活用した、関係機関とのより効果的なネットワークを構築する。

イ ICTなどを活用した多様な媒体により、北海道博物館及び道内博物館の諸情報を道民が利用しやすい形で発信する。

(3) 道民の「知りたい」気持ちへの支援

ア 北海道の自然・歴史・文化に関わる図書、博物館刊行物、視聴覚資料などを収集し、図書室の充実を図る。

イ 収蔵資料、図書、視聴覚資料などの閲覧スペースを整備し、閲覧・複写などの各種サービスを充実させる。

ウ 北海道の自然・歴史・文化に関わる道民の身近な相談窓口として、利用者からのアクセスツールを整備し、レファレンスや学習支援の機能を強化する。

来館しない利用者による利用件数の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値(5年間)
写真の提供件数	350件
レファレンス件数	4,000件
アンケート、その他の利用件数	500件

13 人材育成機能の強化

(1) 博物館実習生やインターンシップなどの受入れ

ア 博物館実習生やインターンシップを積極的に受け入れるとともに、大学などと連携し、より効果的な実習(研修)プログラムを構築する。

イ 教員を目指す学生が博物館の活用方法について学ぶ機

会を創出するため、大学などと連携し、授業や研修の講師として当館の職員を積極的に派遣する

2) 外来研究員の受入

外部研究者や大学院生などを受け入れ、当館資料を活用した北海道の自然・歴史・文化に関する研究の機会を提供する。

(3) 派遣研修

外部機関が開催する博物館学系研修会や技術研修会に当館職員を参加させ、先端の知識と技術を集積する。

14 研究成果の発信と社会貢献

(1) 学術刊行物などの刊行

ア 研究成果を広く伝えるため、研究紀要や研究報告書などを刊行する。

イ 北海道の自然・歴史・文化の学習や理解促進のために、研究成果をわかりやすくまとめた冊子などを刊行する。

ウ 企画展示の開催に合わせて、来館者の理解を深め、学術的意義を広く知らせるために展示図録や解説用冊子を刊行する。

(2) 学会への発信

各種学会での発表や学術雑誌への投稿などにより、北海道博物館の研究成果を積極的に発信する。

(3) 職員の対外貢献

講演、各種委員への就任、共同研究への参画、出版物への寄稿、その他専門的知識の提供など、外部機関の活動に対して積極的に協力し、社会貢献に努める。

(4) 外部機関との事業連携

民間企業などを含めた外部機関と共同で行う事業を推進するとともに、外部機関の事業への協力・後援を積極的に行う。

(5) 道民の豊かな暮らしづくり・北海道の未来づくりへの貢献

ア 北海道の自然・歴史・文化を総合的に研究する機関として、北海道が抱える諸問題の解決に貢献する。

イ 道の総合計画「ほっかいどう未来創造プラン」などとリンクし、道民の豊かな暮らしづくりと北海道の未来づくりへと結びつく研究を推進する。

ウ 多民族・多文化共生社会、人と自然との調和のとれた社会など、北海道であるからこそ率先して目指すべき社会のあり方についてのビジョンを提言する。

社会貢献の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値 (5年間)
新聞・報道対応の件数	計 900 件
学会発表の件数	
学術雑誌等への寄稿の件数	
招待講演の件数	
各種委員・共同研究員等委嘱の件数その他の件数	

条例・規則など

1 北海道立総合博物館条例 平成26年10月14日条例第91号

第1章 設置及び管理 (設置)

第1条 北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を総合的に収集し、保管し、展示し、並びにこれらに関する調査研究及びその成果の普及を行うことにより、道民の教養の向上及び文化の発展に寄与するため、北海道立総合博物館（以下「総合博物館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立総合博物館	札幌市及び江別市

(総合博物館に置く施設)

第3条 総合博物館に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 北海道博物館（以下「本館」という。）
- (2) 北海道開拓の村（以下「開拓の村」という。）
- (3) 野幌森林公園自然ふれあい交流館（以下「ふれあい交流館」という。）

(事業)

第4条 総合博物館は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の当該右欄に定める事業を行う。

1 本館	<p>ア 北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>イ 本館が収集し、保管し、又は展示する資料（以下「本館資料」という。）に関する専門的な調査研究を行うこと。</p> <p>ウ 本館資料の保管及び展示等に関する技術的な研究を行うこと。</p> <p>エ アイヌ民族文化に関する調査研究及びその成果の普及、情報の収集及び提供並びに研究の支援を行うこと。</p> <p>オ 北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しを開催し、及び他のものが行うこれらの催しに協力すること。</p> <p>カ 特別展示室及びその附属設備を北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しの利用に供すること。</p>
------	---

	<p>キ 本館資料に関し、案内書、解説書、目録、研究紀要等の作成及び配布並びに必要な、助言等を行うこと。説明、助言等を行うこと。</p> <p>ク 他の博物館等と連携し、及びこれらの研究活動等に協力すること。</p>
2 開拓の村	<p>ア 北海道の開拓の歴史を示す建造物等を保管し、及び展示すること。</p> <p>イ 北海道の開拓過程における生活様式、年中行事等に係る催しを開催し、及び他のものが行うこれらの催しに協力すること。</p> <p>ウ 開拓の村の展示物に関し、案内書、解説書等の作成及び配布並びに必要な説明、助言等を行うこと。</p>
3 ふれあい交流館	<p>ア 道立自然公園野幌森林公園の自然に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>イ ふれあい交流館が収集し、保管し、又は展示する資料（以下「交流館資料」という。）に関する調査研究を行うこと。</p> <p>ウ 交流館資料に関し、必要な説明、助言等を行うこと。</p> <p>エ 自然に関する情報提供を行うこと。</p> <p>オ 自然に関する講演会、講習会、研究会等を開催し、及び他のものが行うこれらの催しに協力すること。</p>

2 総合博物館は、前項の事業のほか、その設置の目的を達成するために必要な事業を行う。

(指定管理者による管理)

第5条 総合博物館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1項の表1の事項カ、2の事項及び3の事項に定める事業に関すること。
- (2) 第8条第1項、第12条第1項、第13条第2項及び第16条第2項の承認に関すること。
- (3) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

(利用日及び利用時間)

第7条 総合博物館の利用日及び利用時間は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、総合博物館の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に総合博物館の利用日又は利用時間を変更することができる。

(利用の承認)

第8条 本館若しくは開拓の村の施設等又は次に掲げる設備の利用(別表第2に掲げる場合に限る。)をしようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 北海道百年記念塔前駐車場
- (2) 北海道開拓の村前駐車場

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、総合博物館の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

(利用の承認の基準)

第9条 指定管理者は、前条第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が総合博物館の設置の目的に反するとき。
- (2) 総合博物館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他総合博物館の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第10条 指定管理者は、第8条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項の承認を受けたとき。
 - (3) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- 2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(利用料金)

第11条 利用者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

- 2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しよ

うとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 指定管理者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(開拓の村建物等の使用の承認等)

第12条 開拓の村建物等(開拓の村の建物(管理棟のホール、ビジターセンター、体験学習室及び食堂棟に限る。)及び当該建物の附属設備、展示されている建造物等(以下「展示建造物等」という。)並びに入口広場をいう。)を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、総合博物館の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

3 第9条及び第10条の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第1項第3号中「第8条第2項」とあるのは、「第12条第2項」と読み替えるものとする。

(特別観覧等の承認)

第13条 本館資料の閲覧、模写、模造、撮影及び複写(以下「特別観覧」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2 開拓の村の展示建造物等及び管理棟の模写、模造及び撮影並びに交流館資料の模写、模造、撮影及び複写(以下これらを「特別利用」という。)を業として又は学術研究のために行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(特別観覧等の方法等)

第14条 特別観覧は、職員の指示に従って行わなければならない。

2 知事は、特別観覧の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

3 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。

4 指定管理者は、特別利用の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

(模写品等の刊行等の承認)

第15条 本館資料、開拓の村の展示建造物等若しくは管理棟又は交流館資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

(資料の貸出しの承認)

第16条 本館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

- 2 交流館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

(1) 交流館資料の使用の目的が総合博物館の設置の目的に反するとき。

(2) 交流館資料を損傷するおそれがあるとき。

(指定管理者の指示等)

第17条 指定管理者は、総合博物館の秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者、第12条第1項の承認を受けた者及びふれあい交流館を利用する者に対しその利用若しくは使用に関し指示をし、又は利用中若しくは使用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用若しくは使用の状況を調査させることができる。

(知事による管理)

第18条 第5条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、総合博物館の管理に係る業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により知事が総合博物館の管理に係る業務を行う場合においては、第7条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条から第10条まで(第9条及び第10条の規定を第12条第3項において準用する場合を含む。)、第12条第1項及び第2項、第13条第2項、第14条第3項及び第4項並びに第16条第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第11条第1項中「その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とし、第11条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(規則への委任)

第19条 この章に定めるもののほか、総合博物館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

第2章 北海道立総合博物館協議会

(設置)

第20条 総合博物館の事業を円滑かつ適正に行うため、知事の附属機関として、北海道立総合博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第21条 協議会は、知事の諮問に応じ、総合博物館の事業に関する重要事項を調査審議する。

- 2 協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 協議会は、委員7人以内で組織する。

- 2 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第23条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 博物館に関する知見を有する者
- (3) アイヌ民族文化に関する知見を有する者

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第24条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第26条 協議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、協議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第27条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(北海道立アイヌ民族文化研究センター条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北海道立アイヌ民族文化研究センター条例（平成6年北海道条例第4号）

(2) 北海道立開拓記念館条例（昭和46年北海道条例第4号）

（北海道立開拓記念館条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行前に前項（第2号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の北海道立開拓記念館条例（以下「旧条例」という。）第11条、第14条第2項又は第17条第2項の規定により指定管理者がした承認は、それぞれ、第12条第1項、第13条第2項又は第16条第2項の規定により指定管理者がした承認とみなす。

4 この条例の施行前に旧条例第14条第1項、第16条又は第17条第1項の規定により知事がした承認は、それぞれ、第13条第1項、第15条又は第16条第1項の規定により知事がした承認とみなす。

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定により知事又は指定管理者に対してなされた承認の申請で、この条例の施行の際承認をするか否かの決定がなされていないものは、同日以後においては、この条例の相当規定に基づき知事又は指定管理者に対してなされた承認の申請とみなす。

（北海道個人情報保護条例及び北海道情報公開条例の一部改正）

6 次に掲げる条例の規定中「北海道立開拓記念館」を「北海道立総合博物館」に改める。

(1) 北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第44条第2項

(2) 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第23条

別表第1（第7条関係）

区分	利用日	利用時間
本館、開拓の村及びふれあい交流館	1月4日から12月28日まで（月曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）を除く。）	午前9時30分から午後4時30分まで
北海道百年記念塔前駐車場及び北海道開拓の村前駐車場	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで

別表第2（第8条、第11条関係）

1 本館に展示する資料を観覧する場合

(1) 常設展示を観覧する場合

区分	利用料金の上限額	
	個人	10人以上の団体
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	370円	1人につき 280円
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1,000円	1人につき 850円

(2) 特別展示（本館が開催する特別展示に限る。（3）において同じ。）を観覧する場合

区分	利用料金の上限額	
	個人	10人以上の団体
1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	180円	1人につき 130円
2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	370円	1人につき 280円
3 1及び2以外の者（学齢に達しない者を除く。）	1,000円	1人につき 850円

(3) 常設展示及び特別展示を併せて観覧する場合

区分	利用料金の上限額	
	個人	10人以上の団体
1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	180円	1人につき 130円
2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	690円	1人につき 510円
3 1及び2以外の者（学齢に達しない者を除く。）	1,800円	1人につき 1,420円

2 本館において携帯用展示解説器を利用する場合
1回につき 280円

3 本館の特別展示室を利用する場合
1日につき 70,900円

4 開拓の村に入場する場合

区分		利用料金の上限額	
		個人	10人以上の団体
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	夏期	1,060円	1人につき 950円
	冬期	950円	1人につき 890円
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	夏期	1,440円	1人につき 1,180円
	冬期	1,180円	1人につき 950円

5 開拓の村の馬車鉄道又は馬そりを利用する場合

区分	利用料金の上限額
1 3歳以上15歳未満の者	1人1回につき 230円
2 15歳以上の者	1人1回につき 500円

6 北海道百年記念塔前駐車場又は北海道開拓の村前駐車場を利用する場合

区分	利用料金の上限額
バス	1回1日につき 620円
乗用車	1回1日につき 300円
自動二輪車（原動機付き自転車を含む。）	1回1日につき 200円

備考

- 4の表において、夏期とは4月1日から11月30日までとし、冬期とは12月1日から翌年3月31日までとする。
- 6の表において、貨物自動車の利用料金については、車体の大きさによって、バス又は乗用車の区分によるものとする。

2 北海道立総合博物館管理規則 平成26年10月14日規則第72号

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立総合博物館条例（平成26年北海道条例第91号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、北海道立総合博物館（以下「総合博物館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（入館の制限）

第2条 条例第5条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、総合博物館の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。

（入館者の遵守事項等）

第3条 入館者は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、特に次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 建物、附属設備又は条例第4条第1項の表に規定する本館資料（以下「本館資料」という。）、同表に規定する交流館資料（以下「交流館資料」という。）若しくは条例第12条第1項に規定する展示建造物等（以下「展示建造物等」という。）を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
 - （2） 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
 - （3） 指定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- 2 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反したことにより総合博物館の管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者に対しては、総合博物館の利用を制限し、又は退館させることができる。

（利用料金の額の承認）

第4条 指定管理者は、条例第11条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

（利用料金の還付の基準）

第5条 条例第11条第5項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- （1） 条例第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）の責めに帰することのできない事由によって利用が不可能になったと指定管理者が認めたとき。
- （2） 利用の開始日の前15日までに利用を中止する旨の申出があつて、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めるとき。

(3) 条例第10条第2項の規定により利用の承認を取り消したとき。

(4) その他知事が特別の理由があると認めるとき。
(利用料金の減免の基準)

第6条 条例第11条第6項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者については、利用料金（条例別表第2の1の事項及び4の事項に係るものに限る。）を免除することができることとする。

ア 小学校の児童又は中学校若しくは中等教育学校の前期課程の生徒の引率者である教職員

イ 土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定するこどもの日若しくは文化の日に利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者

ウ 学校教育又は社会教育により利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者（10人以上で利用する場合に限る。）

エ 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

カ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

キ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

ク 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

ケ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

コ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

サ 65歳以上の者

シ その他知事がアからサまでに掲げる者に準ずると認めるとき

(2) 次のいずれかに該当する場合は、特別展示室の利用料金を免除することができることとする。

ア 総合博物館と共同して開催する北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しのために利用するとき。

イ その他知事が必要と認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

(施設設備等の変更の禁止)

第7条 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者は、本館の特別展示室及びその附属設備又は同項に規定する開拓の村建物等（以下「施設設備等」という。）の利用又は使用に際し、施設設備等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務等)

第8条 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者は、施設設備等の利用又は使用を終了したときは、施設設備等を原状に回復しなければならない。条例第10条（条例第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定により利用若しくは使用の承認を取り消され、又は利用若しくは使用を制限され、若しくは停止されたときも、同様とする。

2 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が代わって行い、その費用を当該利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者から徴収するものとする。

(特別観覧の承認)

第9条 条例第13条第1項に規定する特別観覧（以下「特別観覧」という。）の承認を受けようとする者は、別記第2号様式の特別観覧承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、特別観覧を承認したときは、別記第3号様式の特別観覧承認書を交付するものとする。

(特別観覧等の時間)

第10条 特別観覧及び特別利用（条例第13条第2項に規定する特別利用をいう。以下同じ。）を行うことができる時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、特別観覧の時間を変更することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、特別利用の時間を変更することができる。

(模写品等の刊行等の承認)

第11条 条例第15条の承認を受けようとする者は、別記第4号様式の模写品等刊行等承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第15条の承認をしたときは、別記第5号様式の模写品等刊行等承認書を交付するものとする。

(本館資料の貸出しの承認)

第12条 条例第16条第1項の承認を受けようとする者は、別記第6号様式の資料貸出承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が次のいずれかに該当する場合に限り、承認することができる。

- (1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人が設置する博物館及び美術館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館並びに同法第29条の規定による指定を受けた博物館に相当する施設の長
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長
- (3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長
- (5) その他知事が適当と認める者

3 知事は、条例第16条第1項の承認をしたときは、別記第7号様式の資料貸出承認書を交付するものとする。

（本館資料等の貸出期間）

第13条 本館資料及び交流館資料の貸出しをすることができる期間（以下「貸出期間」という。）は、60日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、本館資料の貸出期間を延長することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、交流館資料の貸出期間を延長することができる。

4 知事は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、本館資料の返還を求めることができる。

5 指定管理者は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、交流館資料の返還を求めることができる。

（本館資料等の滅失等の届出等）

第14条 本館資料の貸出しを受けた者は、当該本館資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 交流館資料の貸出しを受けた者は、当該交流館資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

（利用に供しない本館資料）

第15条 知事は、個人若しくは法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）の秘密保持のため又は公益上の理由により、一定の期間利用に供することが不適当な情報（以下「個人の秘密等の情報」という。）が記録されている本館資料及び寄贈又は寄託に係る本館資料であって一定の期間利用に供しない旨の条件が付されているもの（以下「条件付き寄贈資料」という。）については、特別観覧その他の利用（以下「特別観覧等」

という。）に供しないものとする。

2 知事は、本館資料又は条件付き寄贈資料に個人の秘密等の情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、当該個人の秘密等の情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、特別観覧等の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前項の規定にかかわらず、当該個人の秘密等の情報が記録されている部分を除いて、当該本館資料及び条件付き寄贈資料を特別観覧等に供することができる。この場合において、条件付き寄贈資料については、あらかじめその寄贈者又は寄託者の承諾を得るものとする。

3 知事は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人又は法人等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、個人の秘密等の情報が記録されている本館資料又は条件付き寄贈資料を特別観覧等に供することができる。この場合において、条件付き寄贈資料については、あらかじめその寄贈者又は寄託者の承諾を得るものとする。

（本館資料の利用の制限）

第16条 知事は、本館資料の保存上支障が生ずると認められるときは、その利用を制限することができる。

（知事による管理）

第17条 条例第18条第1項の規定により知事が総合博物館の管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第5条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）とあるのは「知事」と、第3条第1項中「指定管理者」とあるのは「職員」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第5条中「同条第1項」とあるのは「条例第18条第2項の規定により読み替えられた条例第11条第1項」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1号及び第2号中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第6条各号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条ただし書、第8条第2項、第10条第3項、第13条第3項及び第5項並びに第14条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（北海道立アイヌ民族文化研究センター条例施行規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 北海道立アイヌ民族文化研究センター条例施行規則（平成6年北海道規則第66号）

(2) 北海道立開拓記念館管理規則（昭和46年北海道規則第27号）

（経過措置）

3 この規則の施行前に前項（第1号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の北海道立アイヌ民族文化研究センター条例施行規則（附則第5項において「旧施行規則」とい

う。)第10条、第11条又は第12条ただし書の規定により北海道立アイヌ民族文化研究センターの所長(附則第5項において「所長」という。)がした承認又は許可は、条例の相当規定に基づき知事がした承認とみなす。

4 この規則の施行前に附則第2項(第2号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の北海道立開拓記念館管理規則(以下「旧管理規則」という。)第6条ただし書の規定により指定管理者がした承認は、第7条ただし書の規定により指定管理者がした承認とみなす。

5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行の日前に旧施行規則又は旧管理規則の規定により所長又は知事若しくは指定管理者に対してなされた承認又は許可の申請で、この規則の施行の際承認又は許可をするか否かの決定がなされていないものは、同日以後においては、この規則の相当規定に基づき知事又は指定管理者に対してなされた承認の申請とみなす。

別記第1号様式

(第4条関係)

別記第2号様式

(第9条関係)

別記第3号様式

(第9条関係)

別記第4号様式

(第11条関係)

別記第5号様式

(第11条関係)

別記第6号様式

(第12条関係)

別記第7号様式

(第12条関係)

文書様式(北海道立総合博物館管理規則に定める様式)

別記第1号様式(第4条関係)

年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地
指定管理者の名称
代表者の氏名 ㊟

利用料金承認申請書

北海道立総合博物館の利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第11条第3項の規定により、申請します。

区 分	利用料金の額(円)	備 考

(日本工業規格A4)

別記第2号様式(第9条関係)

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
職 業
氏 名
電話番号

特別観覧承認申請書

次のとおり北海道博物館資料の特別観覧の承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第13条第1項の規定により、申請します。

資料品名	点 数	備 考

観 覧 日	年 月 日
観覧方法	閲覧 模写 模造 撮影 複写
観覧目的	

別記第3号様式(第9条関係)

北博第 号
年 月 日

(申請者) 様

北海道知事 印

特別観覧承認書

年 月 日申請の北海道博物館資料の特別観覧を次のとおり承認します。

資料品名	点 数	備 考

観 覧 日	年 月 日
観覧方法	閲覧 模写 模造 撮影 複写
観覧目的	

注意

- 1 北海道立総合博物館条例及び北海道立総合博物館管理規則の規定を遵守すること。
- 2 北海道博物館資料、施設、設備その他物件を損傷し、又は滅失したときは、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならないこと。

別記第4号様式(第11条関係)

その1

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
職 業
氏 名
電話番号

模写品等刊行等承認申請書

次のとおり(北海道博物館資料 野幌森林公園自然ふれあい交流館資料)の(模写 模造 撮影 複写)品の(刊行 複製 使用)の承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第15条の規定により、申請します。

使用目的	
資料名	
作品名	
製作数	
価 額	有料 円 無料
製作予定 年 月 日	年 月 日

別記第4号様式（第11条関係）
その2

年 月 日												
北海道知事 様												
申請者 住 所 職 業 氏 名 ㊟ 電話番号												
模写品等刊行等承認申請書												
次のとおり（北海道開拓の村の展示建造物等 北海道開拓の村の管理棟）の（模写 模造 撮影 複写）品の（刊行 複製 使用）の承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第15条の規定により、申請します。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">使用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物等の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作 品 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製 作 数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>価 額</td> <td style="text-align: center;">有料 円 無料</td> </tr> <tr> <td>製 作 予 定 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	使用目的		建物等の名称		作 品 名		製 作 数		価 額	有料 円 無料	製 作 予 定 年 月 日	年 月 日
使用目的												
建物等の名称												
作 品 名												
製 作 数												
価 額	有料 円 無料											
製 作 予 定 年 月 日	年 月 日											

別記第5号様式（第11条関係）

北博第 号 年 月 日												
(申請者) 様												
北海道知事 ㊟												
模写品等刊行等承認書												
年 月 日申請の模写品等の（刊行 複製 使用）を次のとおり承認します。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">使用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資料名又は建物等の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作 品 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製 作 数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>価 額</td> <td style="text-align: center;">有料 円 無料</td> </tr> <tr> <td>製 作 予 定 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	使用目的		資料名又は建物等の名称		作 品 名		製 作 数		価 額	有料 円 無料	製 作 予 定 年 月 日	年 月 日
使用目的												
資料名又は建物等の名称												
作 品 名												
製 作 数												
価 額	有料 円 無料											
製 作 予 定 年 月 日	年 月 日											
注意 1 上記の使用目的以外に使用しないこと。 2 使用に際しては、北海道立総合博物館所有の旨を明記すること。 3 刊行物、複製品、発表作品等2点を北海道に寄贈すること。												

別記第6号様式（第12条関係）

年 月 日								
北海道知事 様								
申請者 機 関 名 所 在 地 代表者名 ㊟								
資料貸出承認申請書								
次のとおり北海道博物館資料の貸出しを受けたいので、北海道立総合博物館条例第16条第1項の規定により、申請します。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">使用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸出期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>資料品目及び数量</td> <td></td> </tr> </table>	使用目的		使用場所		貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで	資料品目及び数量	
使用目的								
使用場所								
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで							
資料品目及び数量								

別記第7号様式（第12条関係）

北博第 号 年 月 日								
(申請者) 様								
北海道知事 ㊟								
資料貸出承認書								
年 月 日申請の北海道博物館資料の貸出しについて、次のとおり承認します。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">使用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸出期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>資料品目及び数量</td> <td></td> </tr> </table>	使用目的		使用場所		貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで	資料品目及び数量	
使用目的								
使用場所								
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで							
資料品目及び数量								
注意 貸出しを受けた資料を上記の使用目的以外の目的に供し、又は上記の使用場所以外の場所で利用してはならないこと。								

利用案内

1 見学案内

〔開館時間〕

5～9月：9:30～17:00 10～4月：9:30～16:30

※閉館時間の30分前までにお入りください。

〔休館日〕

毎週月曜日（祝日・振替休日の場合は直後の平日）、年末年始（12月29日～1月3日）

※このほか臨時休館する場合があります。詳しくは、ウェブサイトなどでご確認ください。

〔観覧料〕

(1) 総合展示室の観覧料

区 分	大学生・高校生	一 般
個 人	300 円	600 円
10名以上の団体料金	200 円	500 円

※ 中学生以下、65歳以上の方は無料です。入館の際に年齢のわかるもの（生徒手帳、健康保険証、運転免許証など）をご提示ください。

※ 障害のある方は無料です。入館の際に障害者手帳などをご提示ください。

※ 高校生は、土曜日・5月5日（こどもの日）・11月3日（文化の日）に利用する場合、並びに学校教育又は社会教育を目的として利用する10名以上の団体の場合は無料になります。

※ その他、北海道博物館と北海道開拓の村の共通チケットや年間パスポートなど、お得なチケットもあります。

(2) 特別展示室の観覧料

- ・ 特別展では、別途定める観覧料が必要となります。
- ・ その他、無料で見学できる企画テーマ展なども開催します。

〔観覧料の免除〕

(1) 次に掲げる事項に該当する方は、それらを証明するものをご提示いただくと、観覧料が免除されます。事前申請が必要な場合がありますので、あらかじめウェブサイトを確認するか、電話でお問い合わせください。

- ・ 小学校の児童又は中学校若しくは中等教育学校の前期課程の生徒の引率者である教職員
- ・ 土曜日又はこどもの日若しくは文化の日を利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる方
- ・ 学校教育又は社会教育により利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる方（10人以上で利用する場合に限る。）
- ・ 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
- ・ 児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
- ・ 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受けている方及びその引率者
- ・ 生活保護法による保護を受けている方
- ・ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された方及びその引率者
- ・ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された方及びその引率者
- ・ 老人福祉法に規定する老人福祉施設に入所している方及びその引率者
- ・ 65歳以上の方
- ・ その他知事が上記に掲げる方に準ずると認める方

(2) (1)以外の人で、知事が特別な理由があると認める場合は、観覧料が免除されます。事前申請が必要な場合がありますので、あらかじめウェブサイトを確認するか、電話でお問い合わせください。

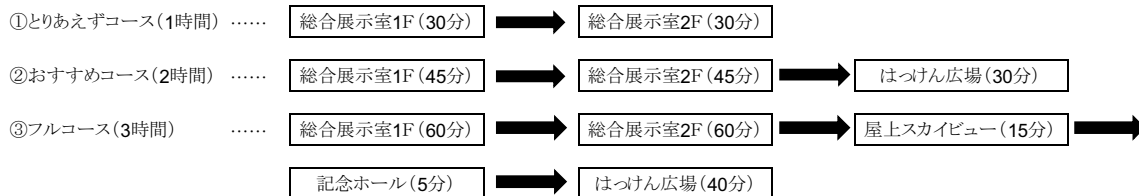
〔お客さまへの注意事項〕

お客さまにおいては、係員の指示に従うほか、特に次のような秩序を乱す行為は禁じられています。

- ・ 建物、附属施設又は展示資料を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為
- ・ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為
- ・ 指定の場所以外で飲食し、又は喫煙すること

〔おすすめ見学コースおよび所要時間〕

どこからでも自由に見学できますが、所要時間の目安としては、次のおすすめ見学コースが参考になります。



※特別展示室も見学すると、さらに30～60分かかります。

※「屋上スカイビュー」は4月～9月の祝日のみ10:00～16:00に実施。雨天や強風などの場合は開放を中止します。

2 図書室の利用

図書室をご利用されるお客さまは、総合展示の観覧なしで利用いただけます。

〔利用の手続き〕

- ① 1階総合案内で「図書室利用者証」と「図書室利用票」をお受け取りください。
- ② 「図書室利用者証」を着用し、1階総合展示室入口からお入りください。
(利用者証を着用しないと総合展示室の観覧料がかかりますので、ご注意ください)
- ③ 図書室に着いたら、備え付けの電話でスタッフをお呼びください。そして、スタッフに「図書室利用票」をご提示のうえ、ご利用ください。

〔お帰りの際〕

- ① 図書室担当のスタッフに「図書室利用票」をお渡しください。
- ② 総合展示室内を通過して1階展示室入口から出て、1階総合案内で「図書室利用者証」をご返却ください。

〔利用時間〕

開館時間と同じです。

3 収蔵資料のご利用

〔資料の特別観覧〕

資料の閲覧、模写、模造、撮影又は複写を行いたい場合は、事前に電話にてお問い合わせ・ご相談のうえ、「特別観覧承認申請書」を提出してください。特別観覧の時間は午前10時から午後4時までです。

〔模写品等のご利用〕

資料を模写・模造・撮影し、又は複写したもの(模写品等と総称)を刊行し、若しくは複製し、又は研究発表などに使用する場合は、事前に電話にてお問い合わせ・ご相談のうえ、「模写品等刊行等承認申請書」を提出してください。

〔資料の貸出〕

資料の貸出を受ける場合は、事前に電話にてお問い合わせ・ご相談のうえ、「資料貸出承認申請書」を提出してください。貸出期間は60日間以内ですが、知事が特に必要と認めるときは、延長することができます。

※ 資料貸出を受けることができる方は、次のとおりです。

博物館法及び独立行政法人通則法に規定する博物館及び博物館相当施設の長、社会教育法に規定する公民館の長、国立の図書館及び図書館法に規定する図書館の長、学校教育法に規定する学校の長、その他知事が適当と認める場合。

4 交通案内

〔バスをご利用の場合〕

- (1) 新札幌駅から バスターミナル・のりば⑩(北レーン)
 - ・ ジェイ・アール北海道バス 新22「開拓の村」行きに乗車し、「北海道博物館」で下車。
- (2) 森林公園駅から 東口のりば
 - ・ 新札幌駅からの上記のバスが森林公園駅に寄ります。
※北海道博物館まで徒歩20～25分かかります。
- (3) 大麻・江別方面から
 - ・ ジェイ・アール北海道バス・夕鉄バス新札幌方面行きに乗車し、「厚別東小学校前」で下車(バス停から徒歩15分)。

〔タクシーをご利用の場合〕

新札幌駅から 約10分

北海道博物館要覧 2018

発行日 令和元(2019)年7月31日

編集・発行 北海道博物館

〒004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌 53-2

TEL(011) 898-0456 FAX(011) 898-2657



北海道博物館
HOKKAIDO MUSEUM

森のチャレンジ